特　集

備えはできていますか？

資料提供…独立行政法人　水資源機構　下久保ダム管理所
問合せ…くらし安全課防災安全係【☎35－1226】

令和元年10月12日(土)から13日(日)にかけて東日本台風(台風第19号)の影響で関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となり、甚大な被害がもたらされました。

上里町では、人的被害など大きな被害の報告はありませんでしたが、近年経験したことのない大型の台風の接近に伴う対応として、町としては初めてとなる避難勧告を発令しました。それに伴い、町内では9か所の避難所が開設され、ピーク時には約830名の方が避難をしていました。

一方で、町内を流れる神流川、烏川などの河川の水量を調整していた下久保ダムでは、どのようなことが行われ、どのようなことが起こっていたのでしょうか。

あの日の台風から約一年が経過しようとしている今、今一度振り返り、私たちが取り組むべき防災を再確認することにより、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、今後発生するかもしれない災害への「備え」を始めてみませんか。

下久保ダム「緊急放流」回避

台風第19号は、下久保ダムの流域に猛烈な豪雨をもたらし、ダムの管理開始以降最大の降水量と流入量を記録しました。

当時、管理所内は、情報伝達、警報巡視、ゲート操作や本社からの検討依頼の対応等で繁忙を極め、洪水調節等をなんとか乗り切った状態だったとのことです。

その中でも、関係機関と連携した下久保ダムの防災操作※1によって、下流の利根川水系や烏川および神流川の被害を最小限にし、異常洪水時防災操作(緊急放流)を回避しました。

ダム貯水池の状況

下久保ダムでは、台風第19号による大規模な出水に備え、降雨予測を踏まえて、水位の維持および事前放流を実施し、貯水池の容量を確保していました。

最終的には貯水位が約12m上昇し、満水位まで残り2・6mと迫りました。また、防災操作によりダム貯水池に貯めた水量は、約3141万㎥でした。これは、東京ドームの約25杯分に相当する水量となります。

※東京ドームの容積…約124万㎥

▼台風前の貯水池(令和元年10月11日の朝撮影)

▼台風後の貯水池(令和元年10月13日の朝撮影)

※1「防災操作」……大雨などの際、流れ込む洪水の一部をダム貯水池に貯め込むことでダムから下流へ流す水量を減らし、下流の川の水位を低減させるダムの操作方法。

※2「避難判断水位」…市町村長による避難勧告等の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考になる水位。

下久保ダムによる下流への効果

下久保ダムの防災操作により、ダム下流約９・５㎞の若泉地点で約１・８ｍの水位低減効果があったものと推定されます。

もし、ダムがなかった場合、避難判断水位※2６・７ｍに近づいていたものと推定されます。

また、ダムは下流への流木の流出も抑制していました。台風上陸時は、上流から大量の流木やごみが流れ込んでいましたが、ダムによってせき止め、下流への流出を防いでいました。下久保ダムの周辺地域では山地からの大量の土砂や流木等が橋梁等に集積し、河道を閉塞したことにより、周辺への被害を拡大していた事例が報告されています。下久保ダムは、その可能性を防ぐ役割も担っていました。

▲上流から流れてきた流木等

▲下久保ダム下流位置図

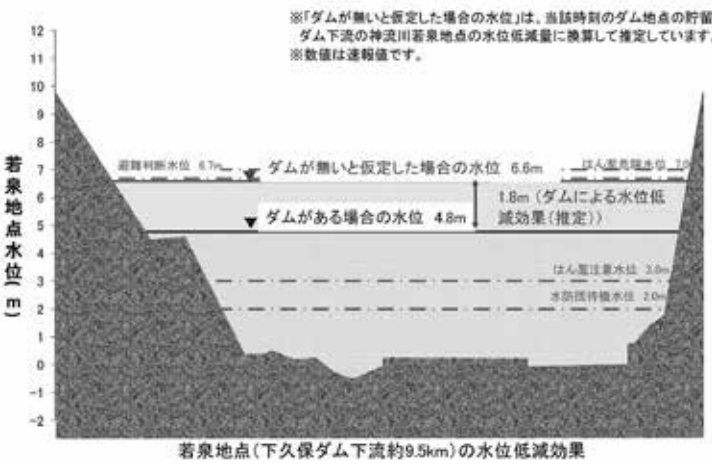

▲若泉地点（下久保ダム下流約9.5km）水位低減効果

ダムがあるからでは安心できない水害に『備える』

地球温暖化に伴い、日本全国各地で豪雨被害が増加しています。それにより、今後の雨量によっては、下久保ダムの異常洪水時防災操作（緊急放流）の可能性も否定できません。

いざ災害が起きたとき、正しい避難方法を知り、自宅周辺の水害のリスクを知り、また正確な情報を入手することで、災害発生時に適切な行動が取れるよう準備しておきましょう。

ハザードマップで地域のリスクを知る

町で河川が氾濫した場合の「浸水想定」を表記した「防災ガイドハザードマップ」をご活用ください。平成31年４月に毎戸配布していますが、お手元にない方は、町ホームページをご覧いただくか、町役場くらし安全課（庁舎２階）の窓口で配布しています。

避難に関する情報を知る

災害発生の危険が迫ったとき、避難が必要な地域の方に向け左記の情報を発信します。その際、自宅周辺のリスクや各家庭の状況に応じ、適切に行動しましょう。

警戒レベル① 早期注意情報 （気象庁が発表）	警戒レベル② 洪水注意報 大雨注意報等 （気象庁が発表）	警戒レベル❸ 避難準備・高齢者等避難開始 （市町村が発令）	警戒レベル❹ 避難勧告 避難指示 （市町村が発令）	警戒レベル❺ 災害発生情報 （市町村が発令）
災害への心構えを高めましょう。	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難しましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	既に災害が発生している状況です。

災害時の情報の入手方法

大規模災害時、正確な情報を入手することはとても大切です。迅速な行動が取れるよう、普段から準備をしておきましょう。

メールで入手する

『上里町防災情報メール』

○登録したメールアドレスに防災行政無線で放送した町内の火災や、地震、洪水、防犯などの情報の内、緊急を要する情報を配信します。

【登録方法】

①QRコードを読み取り、指定のメールアドレスに空メールを送信します。

※読み取れない場合は、p-bousaikamisato@m.bmb.jpへ空メールを送信。

②登録確認メールが届いたら、登録完了です。

■利用上の注意情報

配信料は無料(通信費は利用者負担)です。登録確認メールが届かない場合は、ドメイン指定受信設定を確認し、**「@town.kamisato.jp」からのメールが受信できるように設定の確認**をお願いします。

防災行政無線で入手する

『防災行政無線』

○防災行政無線とは、防災・応急活動・災害復旧などに際し、正確な情報を住民に伝え、被害を最小限に食い止めるために設置されています。

○緊急地震情報や国民保護情報などを発信する「全国瞬時警報システム」(通称「Ｊアラート」)も整備され、より多くの情報を迅速に伝達することができます。

▼放送の内容

緊急放送	災害その他緊急を要する事態が発生、または発生が予想される場合
一般放送	行方不明者等緊急にお知らせする必要があるときや、町の事業についてお知らせする場合
チャイム放送	機器の作動点検も兼ねて、毎日定時に電子音の音楽を流します
サイレン放送	火災発生など消防団員の出動を要請する場合

大切な人との安否確認【災害用伝言ダイヤル(１７１)／災害用伝言板】

災害時には、電話がつながりにくくなる場合があります。ご家族や仲間の方と安否確認の連絡方法を決めておきましょう。いざという時にスムーズに使えるよう、無料体験期間※に練習しておきましょう。

※毎月１日・15日・三が日、防災週間(８月30日～９月５日)、防災とボランティア週間(１月15日～１月21日)

災害用伝言ダイヤル(１７１)の使い方

録音方法

1 7 1
▼
ガイダンスが流れます
▼
録音は1
▼
□□□□－□□－□□□□
被災地の方の電話番号
▼
伝言を録音1
▼
9終了

再生方法

1 7 1
▼
ガイダンスが流れます
▼
再生は2
▼
□□□□－□□－□□□□
被災地の方の電話番号
▼
1再生
▼
8もう一度　9別の伝言／終了

災害用伝言板の使い方

各社の災害用伝言板サイト

■NTTドコモ　■au　■ソフトバンク

自助・共助の重要性

大規模災害時には、公共施設をはじめ道路や行政機関の職員も被災します。その場合、行政による災害対応にも限界が生じます。

近くで火災や建物倒壊などが起きたとき、それが広範囲に及ぶ大規模災害であれば消防車や警察がすぐに駆けつけてくれるとは限りません。

その際に、多くの人がご近所の「共助の力」によって救われていることが過去の災害からわかっています。

地域で「近所の人と助け合う」「犠牲者を出さない」ためにも地域ぐるみの防災体制の構築が必要になります。

安心安全で暮らせる場所であるためには、一人ひとりが防災に対する意識や知識を持つだけでなく、みんなで一体となって災害に負けない地域づくりと災害への「備え」をすることが必要不可欠です。

新型コロナウイルス感染症対策状況に応じた避難行動を

新型コロナウイルス感染症がまん延している状況のなか、台風による大雨などの災害に備え避難所等が開設される場合、感染症に対する対策が重要となります。

町では、避難所等における新型コロナウイルス対策として、入所時の検温や手指消毒の実施のための準備を進めていますが、避難者が増加すると施設内が過密状態になり、感染のリスクが高まります。

自宅等で安全を確保することができる方は、必ずしも避難所に避難する必要はありません。在宅避難(垂直避難)や親族・友人宅への優先的な避難について、事前に検討していただくようご協力をお願いします。

柔軟に行動を変えることができるよう、下記の方法を参考に、適切な避難をする場所の確保などの準備をしておくことが大切です。

避難を検討する際の注意事項

◆必要なものの準備

町の「防災ガイド・ハザードマップ(P20)」を参考に、必要なものを日ごろから準備・点検しておいてください。町で用意できる備蓄品には限りがあることから、マスクや消毒液、ウェットティッシュなど衛生用品についても、お持ちください。

◆避難所等へ避難する場合

避難所では、マスクの着用や手洗い、咳エチケットなど衛生対策の徹底をお願いします。

そのほか、発熱や咳などの症状がある場合は、専用のスペースを確保し、できる限り個室や専用のトイレを確保するよう努めますので、すぐに避難所の管理者に報告し、指示を受けてください。

■新型コロナウイルス感染症対策としての状況に応じた避難行動■

屋内の安全な場所へ避難(垂直避難)

自宅で安全を確保できる方は、必ずしも避難所に避難する必要はありません。状況に応じて、なるべく自宅の高い階の部屋へ避難しましょう。

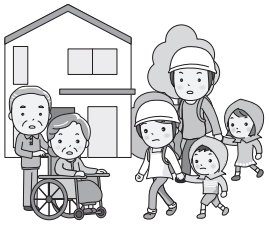

親族・友人宅への避難

避難所での過密状態を避けるため、早め早めに親族や友人宅へ避難しましょう。

安全な場所への移動
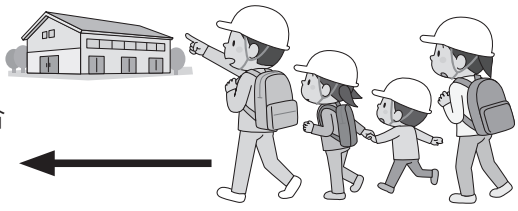
自宅で安全を確保できない場合は避難所に避難しましょう。